

検証・浦和電車区事件の真実 No.49

民主化闘争情報 [号外] 2008年9月10日 発行 日本鉄道労働組合連合会 (JR連合)

第49回 被告弁護士は控訴審にむけ必死に弁明

Y氏(当該事件被害者)は、2007年12月6日、復職を求めてJR東日本を提訴したが、会社は強要の事実経過を認め、審理は着実に進んでいる。一方、被告6名の懲戒解雇処分無効を求める民事訴訟に対しては、JR東日本は一步も引かず処分の正当性を主張している。東京地裁一審で被告7名全員が有罪判決となった刑事裁判は、秋から控訴審が開始される見通しだ。

被告の行動は正当な組合活動・Yは組合破壊の主人公!?

被告らは一審判決を不服として2007年7月17日に即日控訴した。2008年3月31日には被告側弁護士は、東京高等裁判所に「控訴趣意書」を提出、さらに6月26日には、これを補強するためとして、「控訴補充書」を提出した。主張のポイントは以下の通りである。

被告人らの諸行動は、組合の団結を守るための行為そのものであり、正当な労働組合活動である。これを犯罪とするならば、労働組合の活動などまったくできなくなる。労働組合に死を宣告しているともいえるこのような認定は到底認められない

本件の国策捜査は、JR東労組を破壊することを目的とする国家意思によって行われた。東労組を破壊する裏の主人公が警視庁公安部公安二課であり、表の主人公はYである。この背景事情を無視したうえでY証言の信用性を判断した結果は、まったくの誤りである

Yは同僚や他の分会組合員らに対して嘘をつき、対立する労組幹部の指示に従い、真摯に謝罪することなく、被告人ら分会組合員を振り回したあげく、自ら脱退、退職した。現在はJR東労組と対立するJR連合の支援で復職の民事裁判を起こしている。JR連合は、東労組を破壊する目的でつくられた労働組合であり、破壊攻撃の一つのパターンである。

Yが東労組を脱退し、JR東日本を退職したのは、浦和電車区分会や被告人らの行為に畏怖したからではない。分会の組合員と職場で関係を持たざるを得ないことが苦痛であり嫌だったことから、自ら組合を脱退し、会社を退職した。

「検証シリーズ」を読んでいただければ、この主張がいかにより一方的、独善的であるか、おわかりいただけると考える。改めて、論評する必要はないだろう。

人間の尊厳を否定する行為は悪質な犯罪だ!

果たして、一人の普通の若手社員が、国家意思に基づき、職を失う危険を冒してまで、JR東労組の組織破壊を人生を賭けて敢行するだろうか。事件の真実は、Y氏が、組合活動に熱心でないこと、JR連合の組合員とキャンプに行ったことを理由に、「組織破壊者」として集団で徹底して糾弾、恫喝され、脱退、退職に追い込まれたということである。このような些細な理由で吊し上げを行う異常な組織だからこそ、Y氏は糾弾を避けようと、嘘の弁明をしなければならなかったのだ。Y氏を加害者だとする主張などは、非常識も甚だしい。

いくら弁明しようとも、被告らがY氏に行った行為は、決して正当な労働組合活動ではなく、人間の尊厳を否定し人生を破壊する、きわめて悪質な犯罪でなのである。(次号に続く)